

## 救急資器材管理供給業務委託仕様書

この仕様書は、熊本市消防局（以下「当局」という。）における、令和7年度救急資器材管理供給業務委託の内容、その他必要事項を明示したものであり、本業務の実施にあたっては、これを忠実に履行しなければならない。

### 1 業務名

救急資器材管理供給業務委託

### 2 目的

当局において使用する救急活動用消耗品及び医薬材料（以下「救急資器材」という。）の供給、搬送、在庫状況、消費状況等について、これらを一元運用管理する方式で業務委託することにより、当局における業務の効率化を図ることを目的とする。

### 3 履行期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

### 4 履行場所

熊本市消防局の1課、6消防署及び17庁舎・出張所（別紙1）  
納品場所については、1課及び6消防署

### 5 業務内容について

物品定数一覧（別紙2-1、2-2）に掲げる救急資器材（臨時請求を含む）の供給、搬送、納品、在庫管理などの業務を適正に行い、当局の救急業務に支障をきたさないようにすること。なお、詳細については以下のとおりとする。

#### (1) 管理業務について

ア 当局は、この事業に関して必要のある場合、管理データを調査及び報告させ、改善を求めることができるものとする。この場合、受注者は直ちにこれに応じ、調査報告しなければならない。

イ 救急資器材の適正在庫の維持に努めるため、救急資器材（臨時請求を含む）の供給データを管理し、定数については、使用実績等、実績に応じて変更の必要がある場合は、契約締結後においても、当局と協議のうえ、変更すること。

なお、履行一覧（別紙1）のグループのとおり、各部署をA群（別紙2-1）、B群（別紙2-2）に分け、定数管理をすること。

ウ 使用期限の定められている救急資器材については、使用期限の把握及び管理を適正に行い、当局の行う救急業務の安全性を確保すること。

ただし、契約時に各履行場所が保有する既存在庫については、対象外とする。

エ 各救急資器材の消費管理を行い、支出の抑制のため提案を行うこと。

オ 救急資器材のうち、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関

する法律」において劇薬指定されているアドレナリン注射液については、管理場所や保管場所等について、当局担当者と協議を行い決定すること。

カ 救急資器材の規格は、救急資器材の規格（別紙3）に示した救急資器材を取り扱うこととし、同等品を取り扱う場合は、事前に当局と協議のうえ、変更すること。

あわせて、新製品に関する情報の収集を行い、同種同効品のリスト作成、導入に係る比較検討を実施すること。また、より安価な同等品調査を実施し、導入に係る提案を当局に行うこと。

キ 契約期間中に当局の救急体制、救急業務の処置範囲の拡大等により、新規救急資器材を採用又は追加する際は、当局と受注者相互で協議のうえ、決定することとする。

ク 救急資器材の定数及び在庫数等の管理については、当局と受注者の間でインターネット環境を介して情報の共有ができるシステムで管理すること。

なお、システムは、当局が使用している熊本市の「C ネット端末」で使用できるものであること。

ケ 当該システムは、次の技術的要件を満たしていること。

(ア) 物品マスタに当局の指定した管理番号が登録、連携ができること。

(イ) 契約単価情報等の世代管理が可能であること。

(ウ) 管理対象部署の端末（パソコン）で定数マスタ・消費状況・定数品、臨時品の在庫状況・在庫分析・未納品等の照会ができ、CSV データでダウンロードができること。なお、システムへログインする際はID、パスワードを使用するシステムであること。

(エ) 管理対象部署で消費登録や臨時請求が行える機能を有していること。

(オ) 管理対象部署間の在庫移動が行える機能を有していること。

(カ) 同等品や規格変更時に物品移行ができる、物品切り替え設定機能を有しているシステムであること。

(キ) 全データのバックアップ機能を有していること。

(ク) 使用期限の注意を促すアラート機能を有していること。

(ケ) 不動在庫の注意を促すアラート機能を有していること。

(コ) 物品マスタの新規登録・修正ができ、特定保険医療材料等の情報が保持できること。

(サ) 定数登録・修正ができ、各部署の定数配置状況の確認ができること。

コ 救急資器材は、物品名・規格・販売元名・入数・部署名・定価等の必要情報及び二次元バーコードまたはQRコード等が表示された管理ラベルまたはカード(以下「管理ラベル」という。)を貼付すること。なお、契約時に各履行場所が保有する既存在庫については、当局の所有であることが容易に判別できるよう、色の異なる管理ラベルを貼付すること。

サ 管理ラベルは1枚ごとに個別の番号を保持できること。

シ 管理ラベルの貼付方法は、契約締結後に当局と協議すること。

ス 管理ラベルを貼付する救急資器材については、受注者の倉庫で小分け包装し、供

給単位は物品定数一覧（別紙 2-1、2-2）のとおりとする。

セ 管理ラベルが貼付されている救急資器材は、使用期限が切迫している在庫及び不動の在庫について、半年に 1 度、当局に報告し、原則交換すること。

ただし、受注者において、受注者が運営する他施設等への再配置等に最善を尽くした結果、交換が困難な場合を除く。

ソ 受注者が運営する他施設から当局への再配置については、使用期限や包装状態等に問題がなく、救急資器材の規格（別紙 3）に該当するものについては受け入れるものとする。

タ 管理ラベルが貼付されている救急資器材については、管理ラベル単位でロット・製造番号等の状況を管理し、メーカーから不具合等の情報が発表された場合は、対象の救急資器材の配置情報及び購入実績を当局に報告にうえ、当局と交換等の対応を協議すること。

### (2) 救急資器材の供給、搬送業務について

ア 収納している救急資器材は、当局へ納品した時点で当局が購入したこととする。

なお、購入予定数については物品購入予定数一覧（別紙 4）のとおりとする。

イ 受注者は、当局の救急資器材使用状況をシステム上で把握し、使用した救急資器材を補充すること。なお、剥がした管理ラベルの読み込みは各救急隊で行うものとし、読み込み用のスキャナー（24 個）は受注者が支給すること。

ウ 救急資器材（定数物品）の納品については、原則週 1 回実施すること。納品日等については契約締結後に双方で協議のうえ決定し、受注者は、1 年間の計画表を作成すること。

エ 前述で決定した納品日等について変更がある場合は、当局担当者に連絡すること。

オ 納品は、履行一覧（別紙 1）のとおり各救急隊の救急資器材は、各消防署本署へ行うものとする。

なお、納品にあっては、職員の立会いを受けることを原則とし、署ごとに指定した納品場所に各救急隊用のボックス（受注者支給）で納品すること。

カ 納品検査の際は、補充分の納品明細書（様式指定なし）を提出すること。

また、納品が間に合わない物品がある場合は、未納品明細書（様式指定なし）を提出すること。

キ 定数外物品及び臨時請求を行う救急資器材は、各履行場所への納品数量を記載した物品注文票（定数外物品・臨時請求用）（別紙 5）または、システムにより警防部救急課が発注するものとし、各履行場所または警防部救急課に納品すること。

### (3) その他

ア 特異事象（大規模災害等）発生時や緊急に救急資器材が必要になったときは、物品注文票（定数外物品・臨時請求用）（別紙 5）または、システムによる発注に基づき速やかに納品すること。

イ 各救急資器材の使用期限は、納品時点で原則 12 か月以上残っていること。

ただし、使用期限が 12 か月に満たない救急資器材を納品する場合は、事前に当局へ報告し了承を得ること。

## 6 使用実績の報告

受注者は、システム上で各救急隊の使用状況を把握し、毎月の請求時に使用状況一覧（様式指定なし）を翌月10日までに警防部救急課へ提出すること。

## 7 経費の請求について

- (1) 本契約に係る支払いは、毎月の使用（納品）実績に対する月払いとし、当局検査員の検査確認後に支払うものとする。
- (2) 受注者は、毎月全履行場所における納品が完了した後、全項目ごとの数量を集計した合計金額に、月割りにした管理委託料を含む請求書を当局に提出すること。

## 8 業務実施上の注意事項

受注者は次の事項を遵守すること。

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (3) 救急資器材の仕様の変更及び製造中止等が発生した場合は、速やかに警防部救急課に報告すること。
- (4) 救急資器材が安全に使用できるよう取扱いや保管状態の適正な管理を行い、品質の維持に努めること。
- (5) やむを得ない事情等により欠品が生じた場合は、補充に最善を尽くすとともに、速やかに納入可能期日、対応方法等について連絡すること。
- (6) 契約締結後（契約期間中）も、委託業務打合簿（別紙6）により当局担当者と協議のうえ、より安価な同等品や新規救急資器材の採用、追加等を決定した場合は、納入物品及び契約単価について変更できるものとする。（契約の予定総金額については、変更しない。）
- (7) 救急資器材の定数及び単位（単位あたり数量）については、物品定数一覧（別紙2-1、2-2）を基本とするが、契約締結時及び契約締結後（契約期間中）も、委託業務打合簿（別紙6）により当局担当者と協議のうえ変更可能とする。

## 9 その他

- (1) 受注者は、運用開始にあたり、定数に満たない資器材を物品注文票（定数外物品・臨時請求用）（別紙5）または、システムによる発注により各納品場所へ、令和7年（2025年）5月1日（木）までに納品すること。
- (2) 受注者は、救急隊向けにシステム等の操作説明会を2日間実施（1日1回）すること。なお、前年度から引き続き業務委託を請け負う場合は、この限りではないが、システム等に変更が生じる場合は、説明会を実施すること。